

「25条集会」に参加された方の感想を紹介します(10)。

三浦 誠一(66才・道生連会長)



(1) 10月28日、東京都日比谷野外音楽堂で、「憲法25条を守れ」と銘打った集会

が開催されました。全国各地から、生活保護裁判を闘っている原告・支援者、障害者、非正規労働者等4000人が集まる大集会と成りました。100人も生活保護裁判の原告が参加し、大いに勇気づけられる集会になったと思います。

集会に至る背景には、生活保護基準の引き下げの歴史があります。2004年〜2006年の老齢加算(月額約1万7000円)の廃止、2005年〜2009年の母子加算(月額約2万4000円)の廃止、2013年〜2015年の生活扶助基準の平均6.5%(最大10%)の削減、そして、2015年7月から住宅扶助基準の大幅削減(1万円以上)、同年10月からは冬季加算の大幅削減(2万8000円以上)と続き、削減11年となり、大きな節目を迎えています。

この間、裁判、審査請求が旺盛に取り組み、継続しています。2005年〜現在の全国9カ所・原告73

人の老齢加算裁判(現在、青森・兵庫・熊本、最高裁)、2007年〜2010年の全国5カ所・原告12人の母子加算裁判、そして、2014年〜現在の、全国25カ所・原告823人の切り下げ違憲訴訟(さらに、12月、原告33人で鹿児島が提訴予定)と続いています。この10年間で、原告数は10倍、提訴地域は約3倍へと飛躍しています。

さらに、審査請求は、2013年〜2015年の3年間連続して取り組まれ、全国で1万人前後の生活保護利用者が立ち上がりました。日本の社会保障の歴史上、空前絶後の出来事といえます。

こうした生活保護利用者のエネルギーが、今回の集会成功の大きな原動力であることは、間違いありません。

(2) 安倍暴走政治は、生活保護利用者と支援者の声を全く無視して、今後も生活保護基準の削減を計画しています。現に、11月に提出された財政制度審議会の答申では、生活保護の削減に関して、第一に、生活保護利用者が多すぎる(200万世帯216万人)ので大幅に削減すること(有期保護制度の導入など)、第二に、医療扶助が多すぎる(生活保護費の約30%・約1兆円)ので削減すること(一部負担金の導入など)、第三に、稼働年齢層が多いので就労の

促進(就労拒否者に対する保護廃止など)を指示しています。しかも、具体的に、2018年(平成30年)度の通常国会での再度の生活保護法の「改正」にまで言及しています。

そして、最初の具体化として、2016年度予算での、社会保障の伸び率の圧縮による1000億円以上の削減が計画されています。これから、母子加算の廃止等が論議の遡上に登ってくるでしょう。

今回の集会は、こうした安倍暴走政治に対して、生活保護利用者と憲法25条を守ろうとする国民の意志と決意を表明する絶好の場となったと思います。

(3) 現在も闘われている生活保護裁判は、50年以上前に闘われた「朝日訴訟・人間裁判」に例えられています。どちらも、生活保護基準そのもの、そして、人間らしい生活とは何かを真正面から争う裁判だからと思われれます。

朝日訴訟運動でも、何回かの全国的集會が開催されています。しかし、今回の様に4000人を超える集會はなかったと思われれます。この点では、朝日訴訟を超えたといえます。

しかし、問題はこれからです。集會に結集したこのエネルギーを裁判勝利へどう発揮させることができるか、朝日訴訟の教訓に学びながら考えなければなりません。



ふくしの窓

<2015年11月28日 第975号>

北海道生活と健康を守る会連合会(道生連)
 札幌市西区八軒8条東5丁目4-18
 ☎ (011) 736-1722
 FAX (011) 736-1688
 メールアドレス: doseiren@joy.ocn.ne.jp

第一は、当時の運動は、基本的に唯一の労働組合の全国的組織である「総評」が中心となつて、「中央対策委員会」を結成し、労働組合だけではなく、全生連、全日自労(現在の健交労)、日患同盟、社保協、民医連などの社会保障関係団体、社会党(多くは現在の民主党)、共産党の政党を巻き込んだ国民的な運動として発展しました。膨大な資金を投入して、パンフの作成、映画の作成、組織者の派遣、現地調査などで運動を推進しました。

現在は、状況が一変しています。組合の全国的組織は、大きく2つに分かれており、力の度合いが違います。しかし、集會の呼びかけ人や賛同者に見られるように、学者・研究者・弁護士などの市民が、自分の考えで生活保護を守れと駆けつけています。

全生連、民医連、社保協という朝日訴訟以来の組織とは違う、新しい参加者による運動が進行しています。また、1990年代頃からつくられてきた、弁護士、学者、司法書士などを中心にした生活保護裁判や運動の担い手が積極的な運動の担い手となっています。

これらの違いを良く検討し、不利な状況を補い、有利な状況を最大限利用して、国民的な運動の構築が必要と思われれます。

①朝日訴訟時とは違って、現在は、考え方は単一とはいえないし、中心となるべき組織がある訳でもないが、生活保護制度と25条を守ろうという点については、一致する強固な集団が結成されています。これらの人達・団体と協力して、生活保護制度をまもる緩やかな組織を結成して、集会、学習会、研究会など多様な形態での運動を努力すべきでしょう。これらの人達の多くは、PCを駆使した発進力が高く、漫画による宣伝・教育、生活保護利用者による宣伝・教育など、ユニークな運動方法を編み出しています。国民



過半数の共感を

めざした運動をつくるのが可能と思われれます。今回の様な、集会を何回でも、また、地域でも組織することが必要と思われれます。

②労働組合に対する働きかけは、常に意識的に行うことが大切と思われれます。また、母子加算が、政権交代によって、実現したことを考えると、政党に対する働きかけは、非常に大切な課題です。今回の集会でも、主な野党が参加していました。

(4)第二に、朝日訴訟で総評が本格的にこの運動に乗りだしたのは、第1審判決が出た後です。第1審判決は、1960年10月19日、総評が「中央対策会議」を結成したのは、1961年2月18日です。1960年の6月頃まで闘われていた「60年安保闘争(5月19日衆議院委員会強行採決、5月20日衆議院本会議採決、6月19日自然成立。6月23日岸内閣総辞職)」が、朝日訴訟運動への本格的な参加が遅れた大きな理由と思われれます。

では、それまでは、誰が運動を担い、第1審の勝利判決を勝ち取る原動力となったのか。それは、原告と弁護団と全生連、全日自労、日恵同盟、社保協等です。現在でも、原告、弁護団、支援する組織(生活保護制度をよくする会)との強力な団結が大切であることが伺えます。

① 先ず、原告・朝日さんの奮闘

があります。彼は、短歌と手紙を無数の個人・団体に送付し、運動への支援を訴え続けました。1審勝利の大きな力となったと言われているのが、療養所所長、医療担当者、給食担当者による朝日さんを事実上支持する供述です。厳しい療養所での現実と、朝日さんの真心からの呼びかけが大きく影響したことは、間違いないところでしょう。だから、すべの原告にお願いしています。自分を担当しているケースワーカーには、裁判の支援を訴えてほしいと。これが、最も大切な原告の任務とと思っています。

朝日訴訟は、原告は、一人でした。やることは、限られています。しかも、重傷の結核患者です。今回の裁判の原告は、800人超です。多くは、元気です。この原告の力が今以上に発揮されるなら、世論をつくり、裁判官を変えることは可能と思われれます。そのためには、何が必要なのか、検討が必要です。

② 朝日訴訟は、当時の入院患者の日用品費の金額が、人間らしくらしさを保障するものに成っているのか、どうか争われました。被告の側は、「これで十分だ」と主張し、大学の教授に、「今でも、岩手の山村では、子供達は、裸足走り、用便は、ワラで始末している。それでも、健康で文化的な生活だ」との証言をさせています。

それに対して、原告側は、療養所の給食の貧しさや補食の必要性についての証言、日恵同盟による療養所の生活保護利用者のくらしの実態の証明、病院のケースワーカーによるある病院の手持ち金等の実証研究の証言等で、とても人間らしくらしができないことを立証しました。

現在の私たちは、何をしなければならぬのか。審査請求をする生活保護利用者に「自分の生活をリアルに語る『私の手記』を書いてもらい、(削減されたので)食費を削るより方法がない」などの切実な証言を得ているのです。また、原告には、家計簿、食事の写真、持ち物調査を実施してもらっており、きちんとした食事をしている世帯でも、タンパク質やミネラルが不足している状況が証明されています。そして、この10月に生活保護世帯の実態調査を約700人行い、整理をしているところ

です。

今後、これらの成果をバンバン、チラシにし、「人間らしくくらしとは、ほど遠い生活保護利用者のくらし」を国民に明らかにし、裁判所に届けなければなりません。

こうした運動が全国に展開されてきており、大きな展望が感じられます。今回の集会を契機にして、さらに、これらの運動が深化することを願っています。